

意見書

令和元年 8 月 26 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

105-0001

東京都港区虎ノ門1-21-19 東急虎ノ門ビル
一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会
会長 近藤 邦昭

連絡先

事務局

電話 050-6875-3990

電子メールアドレス sec@jusa.jp

接続料の算定に関する研究会 第三次報告書（案）等に関し、別紙のとおり意見を提出
します。

該当箇所	当協会の意見
<p>第2章 NGNの県間通信用設備の扱い</p> <p>(4) 考え方</p> <p>NGNが着信側であった場合に発信側の事業者がIP音声県間接続を経済的に複製できないことは明らかであり、NGN県内設備を音声通信という基本的機能で利用するに当たりIP音声県間接続が不可避性を伴うことを否定する材料は考えられない。また、IP音声県間接続は、より多様な事業者により利用されるであろうことを踏まえると、接続の迅速性確保の観点から対応の必要性が一層高いものであるため、IP音声県間接続の接続料・接続条件の適正性・公平性・透明性は、制度により担保する必要があるものと考えられる。</p>	<p>報告書案に賛同します。NTT東西殿の中継電話網の移行に伴い、NTT東西殿の加入者を一端とする通話は不可避免的にNGN県間通信設備を利用することになります。そのため県間通信設備については県内通信設備と同様に、接続料・接続条件の適正性・公平性・透明性を制度的に確保し、電話事業者間における公正競争を確保していただきたいと考えます。これらの制度的対応により、BEトラヒックのコストの精緻化も進むものと考えます。</p>
<p>第3章 NGNのISP接続（インターネットトラヒック増加対応等）</p> <p>2. 関門系ルータの増強の円滑化（PPPoE接続）</p> <p>(3) 考え方</p> <p>一方で、現在生じている事象は、契約数の増加に伴いトラヒックが増加するというより、1契約当たりのトラヒックが増加するということであるから、基本的に契約数に応じて変動すると考えられる ※ 数値であるセッション数をベースとした増設基準を採用する限りにおいては、今後においても、増設基準の再緩和も含めた検討が必要になる可能性があると考えられる。</p> <p>(中略)</p> <p>NTT東日本・西日本においては、引き続き、接続事業者・関係団体の意</p>	<p>報告書案に賛同します。</p> <p>IP電話事業者のIPネットワークの設備管理においても、セッション数(ユーザ数)ベースでの基準ではサービス品質を保つことはできないため、IPのトラヒックをベースに運用・増設しております。</p> <p>昨今高度に普及が進んでいるリアルタイム性を有するアプリケーションではネットワークの品質劣化がサービスの品質劣化(ユーザエクスペリエンス)に直結します。特に、インターネットTV会議等は、政府が進める働き方改革の実現手段として活用が進んでいくことが想定されていることから今後より重要なものとなります。NGNやISPのネットワークを管</p>

<p>見・要望を十分考慮しながら、実際の通信量の状況等も確認しつつ、適時適切に基準を見直し改善してことが適当であり、総務省においては、これについて継続的にフォローアップを行うことが適当」との結論は、引き続き妥当と考えられ、また、そのフォローアップは、今後は、次の方法によることが適当と考えられる。</p> <p>① 地域・事業者ごとの網終端装置におけるトラヒック状況（帯域利用率）を参照し、数値が高い ※1 部分がないかどうかを確認すること。仮にそうした部分があった場合については、その理由及び対応方針 ※2 を調査すること。</p> <p>※1 構成員から設備増強の必要がある水準として指摘があった「70%以上」がまずは目安になるものと考えられる。</p>	<p>理する関係事業者等におかれては、これからもトラヒックの増加に応じた設備を適切に増設・管理していただくことを期待します。また、総務省殿にはトラヒックの動向を注視しながら引き続き適切な議論を行っていただくことを期待します。なお、「※1」の70%の基準については増設工事の着手タイミングではなく維持すべき上限値(増設完了タイミング)の目安としての基準としていただくことを要望します。</p>
<p>第5章 接続に関する情報の取扱い及び団体協議</p> <p>(3) 考え方</p> <p>ア 情報の一般公表の在り方</p> <p>各事業者・団体の要望・意見等を踏まえつつ、少なくとも、多数の事業者に一律に適用される接続料・接続条件に関する情報であって政策検討のため広く共有する必要性があると考えられるものは、公共の安全等に関する懸念がある場合を除き、一般公表する方向で対応が進められるべきである。</p>	<p>接続に関する情報が公表されることは既存事業者間における公平性担保効果だけでなく、新たに参入を検討している者にとっての参入可能性や事業等の予見性を高めることになり、競争が促進され、最終的に消費者の利益となることから報告書案に賛同します。</p>
<p>第6章 加入光ファイバとの接続</p> <p>2. 加入光ファイバの未利用芯線</p> <p>(2) 考え方</p> <p>ア 総論</p>	<p>報告書案に賛同します。光ファイバは固定通信において重要な通信設備ですが、5Gなど新しい移動体通信の発展のためにも必要となることから、移動・固定を問わず日本の通信サービス全般に欠かすことができない重要な設備です。光ファ</p>

今後も調査を行い時系列のデータを蓄積することにより投資の合理性に関する検証を継続することが必要であり、そのため当該データ及び当事者による評価分析が総務省に定期的に提供され、かつ、認可申請時などによりできる限り一般公表されることが適当である。

イ 令和2年度以降の加入光ファイバ接続料算定

イバ接続料が低減され、より利用しやすい環境を整えることは、事業者の新規参入を促し、新たな通信サービス、イノベーションを創出することとなるため引き続き積極的な議論を期待します。

また、IP通信時代の基礎的な通信基盤としてあまねく地域で光ファイバが利用できるための措置や、移動体やIP網を活用した電話サービスの議論など、更なる競争促進策等についても今後議論していただくことを希望いたします。